

2026年2月6日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター**「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見**

貴委員会から2025年10月29日付で公表されました「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

**質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）**

IFRS第9号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ2及びステップ3）」と「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

同意します。

**質問 2（範囲に関する質問）**

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。

- (1) 貸付金代替性私募債の定義について、「…銀行等金融機関が引き受けて保有する私募債をいう。」と修正すること

**（理由）**

- (1) 企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）（注5-3）において、「貸付金代替性私募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう。」とされています。当該定義については、第547回企業会計基準委員会 審議事項(2)-3において、意図しない債券が含まれる可能性を懸念し、狭く定義を行ったものと理解していますが、実務においては信用金庫等の銀行以外の金融機関においても私募債の引き受けは行われており、引受の主体について「銀行」に限定せず、「銀行等金融機関」としても弊害はないと考えられます。

**質問 3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）**

本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由

をご記載ください。

## 【意見】

基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。

- (1) 企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）第15項(1)～(3)の記載が例示であることの明確化
- (2) 貸出コミットメント等について、「取消不能のコミットメントの当事者になった日」の考え方の明確化
- (3) 簡素化された予想信用損失の算定方法（簡素化された判定方法及び質問3-2の算定方法のいずれも含みます）の採用についての次の点の明確化
  - ① 会計方針の選択であることの明確化
  - ② 原則として、重要な会計方針として注記を求めることとすること
  - ③ 簡素化された予想信用損失の算定方法を採用した企業が、原則的な方法に会計方針の変更を行った場合の、遡及適用の要否
- (4) 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、正常先の信用リスクの著しい増大の判定について、次の点の明確化
  - ① 前期以前の内部信用格付が「その他要注意先」以下であった場合の反証の要否
  - ② 前々期末に優良格付、前期末に中間格付、当期末に要判定格付となった場合の反証の要否等
  - ③ 中間決算時点の内部信用格付の取扱い
  - ④ 企業規模等により内部信用格付にキャップがある場合の取扱い

## （理由）

- (1) 予想信用損失適用指針案第15項において、「債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、今後12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用することができる。ただし、次のいずれかの場合を除く。」とされています。この「次のいずれかの場合」として示されている同項(1)から(3)の事項に該当する場合は今後12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用できないことが示されており、当該(1)から(3)の事項は、限定列挙された事項であると読むことができると考えられます。

一方、関連するIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）B5.5.14項においては、「…例えば、今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動が、満期が12か月超である金融商品について信用リスクが増大したかどうかを判定するための適切な基礎ではない場合がある。それは次のいずれかの場合である。」とされており、これらの3つの事項は例示の説明として取り扱われていると考えられます。

したがって、IFRS第9号との整合性を踏まえ、予想信用損失適用指針案第15項においても当該(1)から(3)の事項が例示であることを明記すべきであると考えられます。

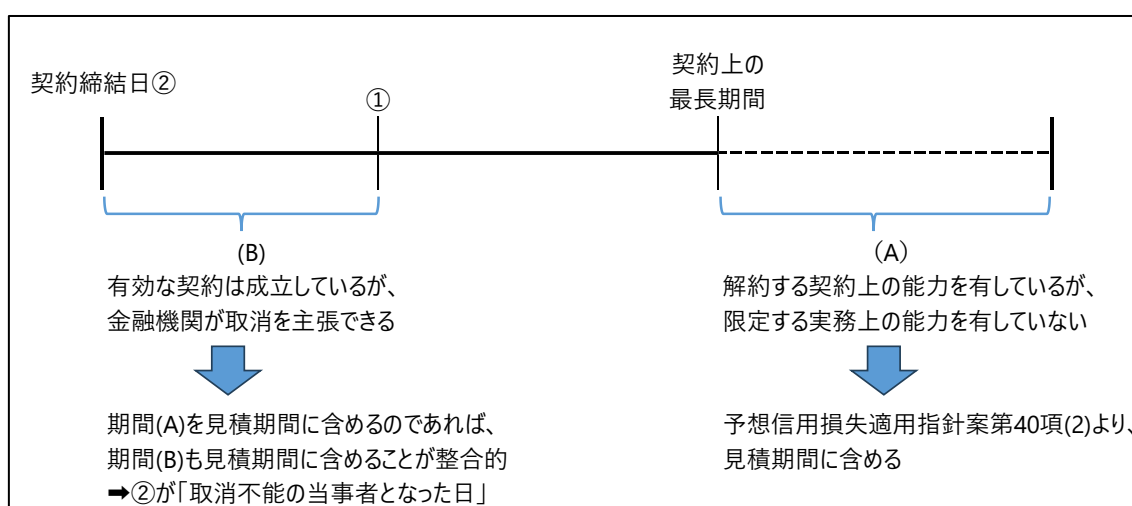
- (2) 予想信用損失適用指針案第22項では、貸出コミットメント等について、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定することとされています。一方、予想信用損失適用指針案第40項～第42項では、一定の要件を満たす貸出コミットメント等の予想信用損失の算定に使用する見積期間について、原則的な考え方である契約上の最長期間に代えて、企業の通常の信用リスク管理行動によって軽減されない期間に基づくとされ、契約上の最長期間に限定されない旨の定めが置かれています。

ここで、予想信用損失適用指針案第40-42項における、「契約上の最長期間に限定され

ない」とする考え方に基つけば、予想信用損失適用指針案第22項の「取消不能」の意味は、金融機関等が任意の時期に無条件で取消可能、又は債務者の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能な状態ではなくなる日（そのような権利を喪失した日＝下図①）ではなく、契約の効果が当初から無効であったことを金融機関等が主張できなくなる日を指すものと理解しており、通常は契約日（下図②）が当初認識日になると理解しています。この考え方は、予想信用損失適用指針案第40項(2)では、貸手が未使用のコミットメント枠を解約する契約上の能力を有していても、信用リスク管理行動によって信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通知期間に限定する実際上の能力を有していない場合は、予想信用損失の算定における見積期間を、当該契約期間に限定しないとする考え方と整合的であると考えられます。

したがって、上記の関係を明確にしたうえで、「取消不能のコミットメントの当事者になった日」は事実上、契約締結日であることを示すことが有用であると考えられます。

（図表）取消不能の当事者になった日と見積期間の関係



### (3) 簡素化された予想信用損失の算定方法の選択について：

- ① 予想信用損失適用指針案BC90項では、「重要な会計方針に該当する場合と判断した場合は、重要な会計方針として注記することが考えられる。」とされていますが、当該簡素化された予想信用損失の算定方法の採用が会計方針の選択となる旨は、結論の背景ではなく、適用指針本文に明示的に記載することが、市場関係者にとって明確になると考えられます。
- ② 簡素化された予想信用損失の算定方法は、国際的な比較可能性を確保することを重視した、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準とは異なる算定方法であることから、当該簡素化された予想信用損失の算定方法を選択することは、一般的には重要な会計方針に該当すると考えられます。各企業において個別に重要性を判断するという社会的コストも考慮すると、当該方法を選択する場合には原則として重要な会計方針として注記を求めることが望ましいと考えられます。
- ③ 当初簡素化された予想信用損失の算定方法を会計方針として選択した企業が、その後、信用リスクに関するデータ等が蓄積され、原則的な方法に変更するような状況が想定されますが、これを会計方針の変更として取扱う場合、原則として新たな会計方針を遡及適用することとなります（企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変

更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第6項)。しかしながらこのようなケースにおいて、過年度の信用リスクの著しい増大の判定及び予想信用損失の算定を、原則的な方法でやり直すことは事実上不可能であると考えられます。遡及適用が困難であることを理由に、原則的な方法への変更が躊躇されることは市場関係者にとって望ましいことではなく、このような場合には、経過的な取扱いを別途定め、遡及適用は不要と明確化することが考えられます。

(4) 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、正常先の信用リスクの著しい増大の判定について：

① 前期末の内部信用格付が「その他要注意先」に区分された場合、①信用リスクが著しく増大していたと判定されていた債権A及び、②個別の債権等の単位で信用リスクが著しく増大していないと反証していた（予想信用損失適用指針案第60項(1)）債権Bが存在した場合で、当期末の内部信用格付が「要判定格付」となったケースを想定します。このようなケースは、予想信用損失適用指針案第58項(2)の反証できるケースに含まれておらず、反証の可否が不明確になっています。

予想信用損失適用指針案第58項(2)では、当期末において「要判定格付」に区分された場合には、「債務者単位」で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないことが反証できるとされていますが、上記のケースにおいて、債権A及び債権Bをまとめて債務者単位で反証できるのかどうかを明確化することで実務における混乱を回避することができ、有用であると考えられます。

② 予想信用損失適用指針案第58項(2)①では、要判定格付に区分された債務者のうち、前期末において中間格付に区分されていた場合には、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるかとされています。これに関連して、以下の2つのケースを考えます。

➤ ケースA：前々期末：優良格付、前期末：中間格付、当期末：要判定格付

➤ ケースB：前々期末：優良格付、前期末：優良格付、当期末：要判定格付

本公開草案に基づけば、格付が徐々に低下している場合（ケースA）については上述のとおり反証可能である一方、急激に格付が悪化した場合（ケースB）については反証不能であると理解していますが、必ずしも市場関係者の間で共通の理解がされているものではないと認識しており、この点は結論の背景等に明確にしておくことが有用であると考えられます。

また上記に関連して、正常先に区分される内部信用格付について、次の2つのケースのように設定した場合には、予想信用損失適用指針案第58項(2)に基づいてすべての正常先が反証可能ということになりますが、このようなケースも想定されているのかどうかについて明確にしておくことが必要であると考えられます。

➤ ケースC：優良格付を設けずに中間格付及び要判定格付のみを設定する

➤ ケースD：優良格付を設定したうえで保守的に早めに中間格付に格下げする

③ 予想信用損失適用指針案第58項(2)①～③において、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるケースとして、「前期末」の内部信用格付に言及されています。ここで、特に銀行等の第2種中間（連結）財務諸表を作成する企業については、中間決算においても期末と同様に内部信用格付の見直しを行い、当該格付の妥当性も含む中間監査も行われています。同項にしたがって期末に反証を実施する場合に、比較すべき対象は前期末（1年前）の内部信用格付なのか、前中間期（半年前）の内部信用格付なのかを明らかにすることで、実務における混乱を回避することができると考えられます。なお、中間決算において前期末（6か月前）の内部信用格付を参照す

- るのか、前中間期（1年前）の内部信用格付を参照するのかについても、同様です。
- ④ 多くの地方銀行においては、取引先を大企業、中小企業等の企業規模の属性により、貸付金実行時の正常先内の内部信用格付にキャップがかけられていることが一般的です。例えば、中小企業では正常先内の最下層格付（例えば「内部格付5」）にキャップがかかっている場合、大企業にとっては「要判定格付」であるとしても、中小企業にとっては最高位の格付ということになるため、「優良格付」として取り扱うことが可能かどうかを明確にすることが有用であると考えられます。仮にこれが認められない場合には、中小企業はすべての正常先について信用リスクの著しい増大がないことを反証する必要性が生じ実務に影響を及ぼすため、実務上の取扱いを明確化する必要性があると考えられます。

### 質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。

- (1) 予想信用損失適用指針案第64項で認められている「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ」の位置づけの明確化
- (2) 移管指針公開草案第17号「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」といいます。）第118項における「期待キャッシュ・フロー」の用語の使い方

#### （理由）

- (1) 予想信用損失適用指針案第64項では簡素化された予想信用損失の算定方法として、「…最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。」とされており、これは最頻値シナリオの採用を認めているものと理解しています。この点、予想信用損失適用指針案BC111項ではこれを認めた理由として、「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形のあると予想されるとみなして設けたものである。」とされているとおり、当該簡素化された予想信用損失の算定方法は、正規分布に基づく線形性の関係を前提に、複数シナリオを確率加重して計算した原則的な予想信用損失の金額と同一の結果になると理解しています。

他方、予想信用損失適用指針案BC113項では、予想信用損失が明らかに実態と異なると判断する場合には、オーバーレイ調整する必要があることを示唆していますが、この「実態」が何を指すのかが不明確であるため、何に対するオーバーレイが必要なかが不明確です。仮に、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できない場合や、将来予測シナリオと信用損失の間に線形の関係がない場合にオーバーレイ調整を求めているとすると、結果的には複数シナリオを確率加重して計算した原則的な予想信用損失の金額と同一の結果になるように調整することとなり、もはや当該予想信用損失の算定方法は「簡素化された予想信用損失の算定方法」とはいえないと考えられます。

- (2) 金融商品実務指針案第118項では、「期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った額をもって劣後債権に対する予想信用損失とする」とされていますが、「期待キャッシュ・フロー」の用語は、他の箇所では時間価値考慮前の概念として利用されています（例えば、金融商品実務

指針案第57-2項)。一方、予想信用損失は時間価値考慮後の概念とされているため、用語を例えば、以下のように見直すことが考えられます。

➤ 「期待キャッシュ・フローの割引現在価値の額が帳簿価額を下回った場合」

#### 質問 4 (償却原価に係る会計処理に関する質問)

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。

- (1) 償却原価の算定方法について、選択可能な会計処理を選択する際に金融商品の種類ごとに一貫した適用が必要なのかどうかについての明確化
- (2) 金融商品実務指針案第57-3項の実効金利を算定するうえで考慮すべき増分コストに関する例示の明確化
- (3) 金融商品実務指針案第57-10項又は第105-2項に基づき手数料について企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）に準じて会計処理する場合、次の点の明確化
  - ① 対応するコストについての会計処理
  - ② 第57-10項の要件についての考え方の明確化
- (4) 金融商品実務指針案105-2項において、履行義務を区分することが困難な手数料について、契約期間等にわたり収益を認識する場合、当該「契約期間等」に期限前償還、期限延長等の考慮が必要か否かの明確化
- (5) 購入又は組成した信用減損債権について、金融商品実務指針案第105-4項及び金融商品実務指針案第119項の適用関係の明確化
- (6) 金融資産の当初認識後に次の事象が発生した場合の、実効金利の計算及び償却原価の算定に関する取扱いの明確化
  - ① 契約上のキャッシュ・フローの条件変更が生じた場合
  - ② 条件変更以外の要因で、期待キャッシュ・フローの見積りに変更が生じた場合

#### (理由)

- (1) 償却原価の算定において、原則となる実効金利法に基づく償却原価法のほか、約定金利の利用や金利差額調整法における定額法の利用など、様々な選択が可能となっていますが、これらの選択については、すべての金融商品について一貫した方法を選択する必要があるのか、又は、例えば貸付金については実効金利に基づく償却原価法を採用し、貸付金代替性私募債や満期保有目的の債券には金利差額調整法における定額法を適用するといった可能なのか、実務における混乱を回避するために、明確化することが有用であると考えられます。
- (2) 金融商品実務指針案第57-3項において「実効金利には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる」と規定されており、第57-4項において「増分コストとは、金融商品を取得、発行又は売却していなければ発生しなかったコストをいう」と規定されていますが、「増分コスト」の具体例は示されていません。

この点、関連するIFRS第9号と定めでは、付録Aの用語の実効金利の定義において、「契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、取引コスト、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる」とされており、さらに取引コストには「代理人（販売代理人として行動する従業員を含む）、アドバイザー、ブローカー及びディーラーに支払う報酬及び手数料、規制機関及び証券取引所による賦課金、並びに取引税及び関税が含まれる。取引コストには、債券のプレミアム又はディスカウント、財務コスト又は内部の管理若しくは保有のコストは含まれない。」とされています（IFRS第9号B5.4.8項）。

上記の金融商品実務指針案第57-3項における「増分コスト」は、IFRS第9号における「取引コスト」と同義で使用されていると推察しますが、そうであれば、増分コストの例示として、IFRS第9号B5.4.8項で示されている取引コストの例示と同様のものを示すことは有用であると考えられます。

(3) 金融商品実務指針案第57-10項又は実務指針案第105-2項に基づき手数料について収益認識会計基準に準じて会計処理する場合について：

① 金融商品実務指針案第57-10項では、金融商品実務指針案第57-3項にかかわらず、2つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとされています。ここで、金融商品実務指針案第57-3項の原則的な方法では、実効金利の算定において、①すべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、②金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム及びディスカウントが含まれる、とされています。上述の金融商品実務指針案第57-10項の定めはこのうち、①の手数料について実効金利の計算に含めずに収益認識会計基準に準じて会計処理ができると定めたものと理解しています。このように、実効金利の計算上、収益としての手数料をその計算から除外する規定がある一方で、②直接起因する増分コストについては実効金利の計算から除く定めがないため、収益としての手数料の認識と関連する増分コストの認識の対応関係が図られない可能性があるため、この点について考慮する必要があると考えられます。

現在、日本の会計基準にはコストに関する網羅的な会計基準は存在しませんが、現行の移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「現行金融商品実務指針」という。）第56項の付随費用に関する定めを参考に、金融商品実務指針案第57-10項の定めに従って手数料について収益認識会計基準に準じて会計処理を行う場合には、対応するコストについても実効金利の計算から除外し、付随費用として会計処理を行うこと認めることが考えられます。

なお、同様に金融商品実務指針案第105-2項においても、償却原価の算定に約定金利（又は約定金利相当の率）を用いた場合、実効金利の不可分な一部である手数料は収益認識会計基準に準じて収益を認識する旨が定められており、この場合の対応するコストの取扱いについても上記と同様の定めを設けることが考えられます。

② 金融商品実務指針案第57-10項を適用するための2つの要件について、第497回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2において、明確なブライトラインを示すことは困難である旨が審議されている点は理解しています。しかしながら、それぞれについて基本的な考え方を示すことは有用であると考えられます。

まず、同第57-10項(1)「特定の役務に対応する手数料であることが明確である」の趣旨について、例えば、契約当初に一時点で履行義務が充足される手数料が100あり、これが3つの役務A、役務B、役務Cといった一連の別個のサービス（収益認識会計基

準第7項(2)参照)である場合であっても、当該手数料100の内訳を3つの役務と個別に紐づけるように顧客との間で契約上明らかになっていることまで要求しているのかが不明確であり、この点を明確にする必要があると考えられます。なお、仮にそのような紐づけを意図している場合には、この要求事項を満たす手数料は極めて稀であると考えられます。

また、同第57-10項(2)の、手数料が合理的とする要件について、第三者である顧客との間で取引が成立していることを前提とすれば、経済合理性を有する取引であるという側面がありますが、当該要件はそれで足りるのか、もしくはそれ以上のことを要求しているのか、基本的な考え方を明確化することは、市場関係者の合理性についての考え方のコンセンサスを形成するうえで有用であると考えられます。

- (4) 金融商品実務指針案第105-2項では、履行義務を区分することが困難な手数料について、「契約期間等」にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる、とされていますが、この「等」が何を想定しているのかを具体的に明確化する、又は特に意図しているものがなければ「等」を削除することで、市場関係者の無用な混乱を回避するために有用であると考えられます。

具体的には、契約期間は、予想存続期間（予想信用損適用指針案第29項）とは異なり、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション等の契約条件は考慮不要だと理解していますが、「等」を付すことにより、それらの契約条件を考慮することを意図しているのかどうかを明確化することが有用であると考えられます。

- (5) 金融商品実務指針案第105-4項では、購入又は組成した信用減損債権の償却原価法について、「実効金利法における利息法によることを原則とするが、契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、金利差額調整法における定額法によることができる」とされています。

一方、購入又は組成した信用減損債権の受取利息は、金融商品実務指針案第119項(1)において、「債権の帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して算定する。」とされています。

この点、金融商品実務指針案第105-4項に基づき償却原価の算定において一定条件を満たして金利差額調整法における定額法を適用している場合であっても、受取利息の計算を金融商品実務指針案第119項に基づき実効金利で計算することを意図しているのか、両者の関係が不明確であり、例えば、同第119項に「本実務指針第105-4項を適用する場合にはこの限りではない。」という趣旨の文言を加筆することが考えられます。

- (6) 金融商品実務指針案第57-3項では、実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うとされていますが、金融商品の当初認識後に期待キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の取扱いについての定めがありません。期待キャッシュ・フローの見積りが変更される要因として、①契約上のキャッシュ・フローの条件変更が生じる場合、②条件変更以外の要因により変更が生じる場合が想定されますが、IFRS第9号ではそれぞれ次のとおり定められています。

- ① 条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた金額で帳簿価額を再計算し、条件変更による利得又は損失を純損益として認識する（IFRS第9号5.4.3項）。
- ② 企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合（上記の条件変更及び予想信用損失の見積りの変更を除く）には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産の総額で帳簿価額の償却原価を、当初の実効金利で計算して修正し、当該修正について純損益で認識する（IFRS第9号B5.4.6項）。

ここで、本公開草案では、条件変更に関するIFRS第9号の定めを取り入れないこととされていますが（予想信用損失適用指針案BC13項）、「IFRS第9号の定めを取り入れない」とは、上記①のIFRS第9号5.4.3項の取扱いを取り入れず、IFRS第9号とは異なる取扱い（実効金利を再計算し、条件変更による利得又は損失を認識しない）を意味すると考えられます。また、②の条件変更以外の見積キャッシュ・フローの変更が生じた場合の取扱いについては、本公開草案では特段の言及はされていないため、IFRS第9号の定めを原則として取り入れるという本公開草案の基本的な考え方に従い、IFRS第9号と同様に当該修正については純損益を認識することになると考えられます。以上の理解が正しい場合、①と②で会計処理が異なる結果となりますが、この理解が市場関係者の共通の理解とは限らないため、この点を明確にすることは有用であると考えられます。

#### 質問 5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

同意します。

なお、簡素化された予想信用損失の算定方法を会計方針として採用している場合の注記に関するコメントは質問3-1(3)②に記載のとおりです。

#### 質問 6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

同意します。

#### 質問 6-2（経過措置に関する質問）

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定について簡素化された予想信用損失の算定方法を適用し、正常先について予想信用損失適用指針第58項(2)②に基づく反証を行う場合の、適用初年度の取扱いの明確化
- (2) 本公開草案が提案する会計基準の適用に伴い、債権の直接減額の方針を変更する場合の取扱いの明確化

(理由)

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定について簡素化された予想信用損失の算定方法

(予想信用損失適用指針案第55項(1))を適用し、正常先について同適用指針案第58項(2)②に基づく反証をする場合、適用初年度の期首においては前期以前の反証は実施していないこととなりますが、この場合の取扱いを明確ではなく、適用初年度における「前期末」の取扱いを明確にする必要があると考えられます。

- (2) 現行金融商品実務指針第123項において、「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額して、・・・」と直接減額の会計処理が定められていますが、本公開草案では当該定めは削除される一方で、予想信用損失適用指針案第66項において、「債権等の全体又はその一部分を回収するという合理的な予想をしている場合、回収するという合理的な予想を有していない金額を債権等から直接減額する。」との定めが提案されています。この債権の直接減額の方針について、今回の会計基準の改正を機会に会社に変更することが考えられます。

このような場合に、当該変更は会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するのかどうかを明確化するとともに、会計方針の変更に該当する場合、本公開草案の適用時に予想信用損失適用指針案第66項に基づき「回収するという合理的な予想を有していない金額」を改めて見積もり、債権等から直接減額する場合には、当該影響額について初年度適用時の期首利益剰余金を修正する経過的な取扱いを定めることが、市場関係者の混乱を回避する観点で有用であると考えられます。

#### 質問 7 (設例及び開示例に関する質問)

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

同意します。

#### 質問 8 (その他)

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

次の項目について、コメントいたします。

- (1) 貸倒実績率を用いた予想信用損失の算定の位置づけの明確化  
(2) ①予想信用損失適用指針案の適用にあたって我が国の監督指針等も参考になり得る旨の明確化、及び②日本及び欧米の監督指針等の違いによりIFRS第9号を適用した場合と異なる結果となる可能性がある旨の明確化

#### (理由)

- (1) 貸倒実績率の利活用について、現行の引当金算定手法は貸倒実績率によるものが大半であることを踏まえて検討が行われたものの、貸倒実績率を用いる場合であっても〔設例 8〕で示されているように貸倒実績の現在価値を求めることを前提としていると理解しています。

一方、現行実務における貸倒実績率は、デフォルト時（一時点）の貸倒実績を集計する形で算定されており、デフォルト後の回収額は考慮されておらず、このような貸倒実績率に基づく予想信用損失を算定する場合、貨幣の時間価値が適切に反映されないこととなります。貨幣の時間価値を適切に反映させるためには、デフォルト後の回収実績を追跡するといった追加の対応が必要となり、現行実務の貸倒実績率をそのまま利活用することはできないと理

解していますが、この点について必ずしも市場関係者の間で正しく理解されていないと考えられます。したがって、この点を明確化するとともに、仮に現行の貸倒実績率の実務をそのまま利活用することを想定しているのであれば、IFRS第9号における原則的な予想信用損失の算定とは異なることから、「簡素化された予想信用損失の算定方法」として位置付けることが考えられます。

(2) ①について

予想信用損失適用指針案第28項(3)において、信用減損金融資産に該当する証拠の一例として「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」が定められています。同項はIFRS第9号の定めを修正せずに取り入れたものと理解していますが、IFRS第9号においては、借手に与えた譲歩について明確には説明されていません。

同項に従うと、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（以下「貸出条件緩和債権」という。）は信用減損金融資産に該当すると考えられます。

この貸出条件緩和債権の認定に関しては、我が国の監督指針に一定のガイダンスが示されており、具体的には、我が国の監督指針である「主要行等向けの総合的な監督指針」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合、基準金利確保先、実抜計画策定先（策定見込先）、合実計画策定先等については、諸条件を満たせば、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないとされており、これが銀行実務に深く浸透しているため、予想信用損失適用指針案第28項の適用に際しては当該監督指針を参照することが考えられます。

したがって、予想信用損失適用指針案BC42項及びBC43項において、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等のみならず、我が国の監督指針等についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ると明記することが有用であると考えられます。

②について

なお、欧州においてIFRS会計基準を適用している銀行が信用減損金融資産に係る定めを実務上適用するにあたっては、我が国の監督指針とは異なる欧州における監督指針に従うため、我が国において予想信用損失適用指針案を適用した結果と欧州においてIFRS第9号を適用した場合とでは、同じ実務及び結果にはならないことが考えられます。

したがって、本公開草案では、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果になると認められる会計基準の開発を目指しているものの、我が国と諸外国との監督指針との相違により、予想信用損失適用指針案の適用結果とIFRS第9号の適用結果に差異が生じる可能性があることを明確にする必要があると考えられます。

**質問 9（補足文書（案）に関する質問）**

補足文書（案）に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

**【意見】**

次の項目について、コメントいたします。

- (1) 一般事業会社におけるグループ内の貸付金、貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定について、補足文書において具体的な算定方法の明確化

(理由)

- (1) 開発にあたっての基本的な方針におけるステップ5「一般事業会社に関する検討」では、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権について、IFRS第9号第5.5.15項において定められている営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることとされています（予想損失適用指針案BC26項）。

一方で、一般事業会社における個別財務諸表においては、グループ内における貸付金や貸出コミットメントが多額に生じる場合もありますが、このような貸付金や貸出コミットメントについては、上記の単純化したアプローチの対象とはならないと考えられ（金融商品会計基案第28-5項）、一般事業会社においても、開発にあたっての基本的な方針におけるステップ2もしくはステップ4に基づく、予想信用損失の算定が求められます。

この点、例えば、補足文書（案）のステップ2に基づく信用リスクの著しい増大に関する判定として、「Ⅰ.信用リスクの著しい増大に関する判定」では、「信用格付プロセスとデフォルトの発生確率（Probability of default、以下「PD」という。）を組み合わせる方法を取り上げて説明を行う」とされ（補足文書（案）第10項）、旧金融検査マニュアルを参考にした内部信用格付に基づく判定方法の例が示されています。また、ステップ4に基づく簡素化された信用リスクの著しい増大に関する判定として、「Ⅱ.簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定」では、予想信用損失適用指針案第56項から第62項における正常先（優良格付、中間格付、要判定格付）、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先といった内部信用格付けが行われていることを前提とした判定方法の例が示されています。

一方で、一般事業会社においては、金融機関のような内部信用格付に基づく管理を行っていない場合も多いと考えられます。この点、現行金融商品実務指針第295項では、金融検査マニュアルにおける正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の5段階の債務者区分を取り上げた上で、「しかしながら、一般事業会社では金融機関のような厳格な債権管理が行われていないのが通常であると考えられるため、金融機関の資産の自己査定における債務者区分と厳密に対応させる必要はないこととした。」とされており、一般事業会社においては厳密な債権管理が行われていないことが想定されています。

この点については、第536回企業会計基準委員会 審議事項(3)-2において、同一の会社等の集団に属することから、借手に関する情報が入手することは比較的容易であることや、IFRS第9号においても原則主義に基づく「手法にとられない」一般的なアプローチで十分な対応ができる旨が議論されています。

しかしながら、借手に関する情報を比較的容易に入手したとしても、内部信用格付を有さない一般事業会社において、当該情報を利用してどのように信用リスクの著しい増大に関する判定を実施するのかについての例示を示すことは、金融機関向けの補足文書（案）が示されていることとのバランスを踏まえても有用であると考えられます。

したがって、一般事業会社における信用リスクの著しい増大に関する判定を行う場合の具体的な方法の例を補足文書において明確化することが実務において有用と考えられます。

以上